

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：奈良市（企業局を除く）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.45%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	73.56%
全職員	67.25%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	102.90%
本庁課長相当職	94.90%
本庁課長補佐相当職	97.00%
本庁係長相当職	91.90%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.80%
31～35年	92.60%
26～30年	92.10%
21～25年	91.70%
16～20年	87.30%
11～15年	91.20%
6～10年	88.60%
1～5年	86.10%

3. 【説明欄】

【各内訳】

任期の定めのない常勤職員 : 一般職員

任期の定めのない常勤職員以外の職員: 暫定再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員

※特別職はいずれにも該当しない（上記数字には反映していない）

※会計年度任用職員の内、日額の職員については各月の出勤日数（実績）を常勤職員の要勤務日数で除した値を人数としている。

（例：常勤職員の要勤務日数が20日間の月に10日間勤務した場合は0.5人としてカウント）

時給の職員については各月の出勤時間（実績）を常勤職員の要勤務時間数で除した値を人数としている。

（例：常勤職員の要勤務時間が155時間の月に38.75時間勤務した場合は0.25人としてカウント）

【差異の要因説明】

≪ 1. 任期の定めのない常勤職員について ≫

- ①勤続年数の長い職員に占める男性比率が高いことから、全職員に係る情報の男女の給与の差異では女性の給与水準が低くなっている。勤続年数の長い職員に男性が多い根拠数値として、勤続年数別の男女の人数では、男性比率は59.29%であるが、勤続年数15年未満の職員であれば男性比率50.15%、勤続年数10年未満であれば男性比率47.78%と男女比率が逆転している。
- ②扶養手当について、受給者に占める男性の割合は88.04%であり、男性に支給している場合が多い。
- ③児童手当について、受給者に占める男性の割合は87.86%であり、男性に支給している場合が多い。
- ④超過勤務手当（125/100、135/100、150/100、160/100）について、受給者に占める1人当たりの平均支給額の男性の割合は56.83%であり、男性に支給している場合が多い。
- ⑤育児休業や部分休業、育児短時間勤務の取得者数が男性より女性の方がはるかに多いことから、給与水準が低く偏っている。

≪ 2. 任期の定めのない常勤職員以外の職員について ≫

- ①任期の定めのない常勤職員以外の職員について、男女の給与の差異が大きい要因は、給与単価が大きく異なる会計年度任用職員と暫定再任用職員や臨時的任用職員、任期付職員がまとめて数値化されていることが1番の理由である。
給与単価が低い会計年度任用職員の女性比率は77.44%と非常に高く、会計年度任用職員に比して給与単価が高い暫定再任用職員の女性比率は27.30%と低いことから給与の差異が大きくなる要因となっている。